

茨城・鹿島湖岸北部条里遺跡

(宮中条里爪木地区)

湾状になつてゐる水田地帯に存在してゐる。

遺跡の北東側は標高約三〇～三五mの洪積台地で、宮中野古墳群(総数一一七基)のうち、比較的古い前方後円墳(五世紀)が存在して

- 所在地 茨城県鹿島郡鹿島町大字宮中字蒲田他
- 調査期間 一九八三年(昭58)六月～一九八四年(昭59)一月
- 発掘機関 鹿島町教育委員会
- 調査担当者 田口 崇・本田 勉
- 遺跡の種類 条里遺跡(水田跡)
- 遺跡の年代 古墳時代前期～江戸時代
- 遺跡及び木簡出土遺構の概要

鹿島湖岸北部条里遺跡は茨城県の南東部、北浦湖岸の東側に位置してゐる。北浦湖岸の条里は北部と南部に分かれ、神宮橋付近を境に南部が大船津条里、根三

田条里、下塙条里、谷原条里、長柄条里、泉川条里と続き、北部が宮中条里(爪木)と豊郷条里(須賀・沼尾)からなつてゐる。県内初の

木簡が検出された宮中条里の爪木地区は州が張り出した「爪木の鼻」の根元部、



(潮来)

- 8 木簡の釈文・内容
 - (1) 「曉々〔如カ〕律令」
125×22×4 011
 - (2) 「[口]一百七十」
• [口]
(70)×(32)×8 081
- (3) 「正□□」
(田口 崇)